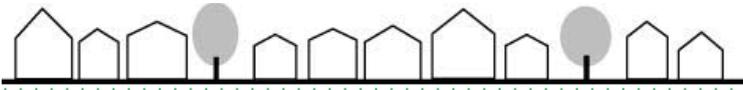


西ヶ原まちづくり協議会ニュース



第25号 平成22年12月発行
発行：西ヶ原まちづくり協議会

第23回まちづくり協議会 開催のご案内

日付：平成22年12月16日（木曜日）

時間：午後7時00分～午後9時00分頃まで

場所：滝野川東ふれあい館 3階第二ホール

[テーマ]

1. 外語大記念施設用地等に関して

- 議会説明の報告と住民説明会のお知らせ
- 意見交換

2. ビオトープ運営委員会の活動について

3. 三自治会合同防災勉強会の報告

4. その他



まちづくり用地を探しています！

区では、密集事業を活用し、道路や公園・広場を整備するための用地を探しています。土地の売却等をお考えの方は、是非ご連絡ください。ご相談、ご質問だけでも結構ですので、上記、まちづくり推進課までどうぞ。

第22回まちづくり協議会の主な内容

○事務局体制について

- ・西谷戸の高橋会長、南谷戸から大野さん、西部から長崎さん、下出さん、宮澤さん、三和から山田さんの6名による新体制で進めてまいります。

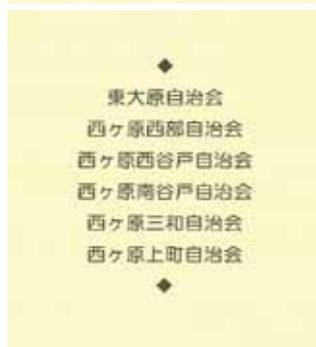
○公園の現状に関する意見

- ・オープンしてから2ヶ月、植木が抜かれたり折られたりする問題が絶えない。
- ・自転車に乗る人も多く、出来るだけ声をかけて降りてもらうようにしている。注意するようにしているが、「なんだおまえ」みたいなトラブルも起きかねない。
- ・芝生広場が全面開放されると、ボール遊びや犬の連れ込みなど、このまま芝生の全面開放をしたら、さらに問題が大きくなってしまわないか心配です。

○全体開放に向けた取り組みについて

- ・気持ちよく使っていかとか、気持ちよく暮らしていくために、協議会で何かやれることがあるのではないのでしょうか？
- ・マナーとして「こういうことは止めて欲しいね」というようなレベルのことを、もう少し具体的に、統一して呼びかけていくものを持ってもいいのではないか。
- ・この協議会の性格上、それを協議会が決めるということはやりにくいので、周辺自治会の申し合わせ事項として了解して頂き、その運用、呼びかけを、安心・安全ネットワークパトロール隊などを活用してやっていけばいいのではないか。

協議会での議論を踏まえて、関係自治会による「西ヶ原みんなの公園・外語大跡地周辺マナー集」の作成と配布をお手伝いしました。(7月)



○野球やサッカー、硬いボールやバットを使ったり、火気の使用や打ち上げ花火等の危ない遊びはやめましょう

- ・公園や外語大記念施設用地内ではボール、バット、ゴルフクラブ、ラケット類、フライングディスク等は使用しないで下さい。(幼児が遊ぶ柔らかい物は除く)
- ・花火は夜9時までとし、公園内での場所は防災バーゴラ付近、西口広場内、災害用トイレ付近に限り、大人が同伴し周囲に配慮して行って下さい。
- ・花火をする際は水を入れたバケツなどを用意し、燃え残り等は必ず持ち帰って下さい。
- ・花火は手持ちまたは地面敷き置きで動かないタイプで、大きな音を出さないものとして下さい。(爆竹、クラッカー、ロケット花火、5m以上に上げる打ち上げ花火は厳禁)
- ・車輪のついた遊具(スケートボード、インラインスケート、ローラースケート、キックボード、一輪車など)は使用しないで下さい。(幼児用の三輪車、ベビーカーは除く)
- ・ラジコン飛行機類、スポーツカイトなど大型の風船は行わないで下さい。

○草花等を摘み取らない、樹木、草花を大切に

- ・枯葉の樹木や草花、土を持っていかないで下さい。
- ・植え込み内に立ち入らないで下さい。
- ・自宅の鉢植えの土や植物などを持ち込まないで下さい。
- ・ピオトープ区域には立ち入らず、池の生き物を勝手に持ち込んだりしないなど、運営しているボランティアの指示に従って下さい。

○ゴミ等は、散らかさず、きちんと持ち帰ろう。自然環境保全のため動物や鳥に餌を与えない。

○犬やペットについて。

- ・通り抜けのみの場合を含め、公園および外語大記念施設用地(仮の上の草っぱ)内に犬やペットは入れないで下さい。
- ・各施設や道路の植え込みには立ち入らせず、糞などは必ず持ち帰って下さい。

○自転車の乗り入れについて。

- ・自転車は決められた駐輪場所に置き、公園および外語大記念施設用地内部には持ち込まないで下さい。(補助輪付の幼児用自転車や三輪車は除く)
- ・公園利用時以外に公園の駐輪場を使用しないで下さい。

○遊具や水道等の設備、公園内外の施設を壊したり、落書きしない。

○夜は静かに・・・夜遅くや明け方に屋外で騒いだり談笑したりしない。

○公園利用者や周辺住民の迷惑となる飲酒・喫煙禁止。

○その他

- ・ジャブジャブ池に入る際は、水遊び用パンツの着用など、衛生面に配慮して下さい。
- ・許可を受けた場合を除き、オーディオ機器(アンプ、スピーカー等)は使用しないで下さい。
- ・公園でのキャンプ、バーベキューは原則としてできません。
- ・公園等の団体での占有使用には、所定の手続きが必要です。(保育園の日常的散歩などについては不要です)
- ・芝生養生時の立ち入り規制など、管理上の制限は必ず守って下さい。
- ・記載した事項以外にも、各施設の決まりに従って下さい。

現在、このマナー集は、西ヶ原みんなの公園管理事務所で配布していますので、ご覧下さい。